重要事項説明書

(指定(介護予防)短期入所生活介護)

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、介護保険法令に基づき、当事業者があなたに説明すべく事項は次のとおりです。

1. 事業者

法人の名称	株式会社 ふれあいの里
法 人 所 在 地	石川県金沢市木越町レ31番地1
法 人 種 別	株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 高畠 樹
電 話 番 号	076-237-6615

2. ご利用施設

施設名称	サンケア木越
施 設 所 在 地	石川県金沢市大浦町チ99番地1
管 理 者 氏 名	横川 和代
電 話 番 号	076-238-3878
F A X 番 号	076-238-3876
サービス提供実施地域	金沢市・内灘町・津幡町

3. ご利用施設敷地内であわせて実施する事業

事業の種類	金沢市事	金沢市事業者指定					
事 未 り 俚 規	指定年月日	指定番号	利用定員				
認知症対応型共同生活介護	平成21年4月1日	1790100158	18人				
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	平成21年4月1日	1790100158	18人 (介護に含む)				
短 期 入 所 生 活 介 護	平成22年3月15日	1770103594	20人				
(介護予防)短期入所生活介護	平成22年3月15日	1770103594	20人 (介護に含む)				

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的及び運営方針	要介護(要支援)状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において
	その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の
	介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の
	維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

5. 施設の概要

(1) 敷地および建物

敷	地	855 m²
建物	構 造	準耐火構造平屋建て
是 100 	延べ床面積	499. 71 m²
利 用	定員	20名

(2) 主な設備

設 備 の 種 類	室 数	面積	備考
1 人 部 屋	20室	内法最小 11.87 ㎡	
一 般 浴 室	1階ユニット1室	内法 m²	
リ フ ト 浴 室	1階ユニット1室	内法 m²	
相談室	1階1室	内法 9.70 m²	
共 同 生 活 室	1階2室	内法 85.97 ㎡	

6. 職員体制(主たる職員)

		常勤		非常勤			
従業者の職種	人数	専従	兼務	専従	保有資格		
管 理 者	1	1				社会福祉施設施設長資格認定講習課程修了	
生活相談員	1	1				介護福祉士	
看 護 職 員	1		1			准看護師	
介 護 職 員	16	6	1	10		介護福祉士、初任者研修、ヘルパー1級、2級	
機能訓練指導員	1		1			准看護師	
栄 養 士	1	1				栄養士	
医師	1			1		医師	

7. 営業日および受付時間

営	営 業 日		業日		業日		業日		営 業		日	年中無休
営 業 時 間		間	24時間									
受	付	時	間	8時30分~17時30分								

8. 利用者負担金

利用者負担金は、下記のとおりです。

(1)介護保険給付サービス(1割~3割負担)

	地域区分			1単位あ7	こり10.	. 17円						
1	① 単独型ユニット型短期入所生活介護費											
			1日	あたりの	自己負	担額						
		1日あたり∂	1害	IJ	2害	J	3割					
	要支援1	561	単位	570	円	1, 141	円	1, 711	円			
	要支援2	681	単位	692	円	1, 385	円	2,077	円			
	要介護1	746	単位	758	円	1, 517	円	2, 276	円			
	要介護2	815	単位	828	円	1, 657	円	2, 486	円			
	要介護3	891	単位	906	円	1,812	円	2, 718	円			
	要介護4	959	単位	975	円	1, 950	円	2, 925	円			
	要介護5	1, 028	単位	1, 045	円	2, 090	円	3, 136	円			

② 送迎加算

1回あたりの単位数		1回あたりの自己負担額					
		1割		2割		3割	
184	単位	187	円	374	円	561	円

※利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行った場合。

③ 夜勤職員配置加算(II) (要介護者のみ)

1日あたりの単位数		1日あたりの自己負担額					
		1割		2割		3割	
18	単位	18	円	36	円	54	円

※厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たした場合。

④ 認知症行動·心理症状緊急対応加算(最大7日間)

1日あたりの単位数		1日あたりの自己負担額					
		1割		2割		3割	
200	単位	203	円	406	円	610	円

[※]医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定 短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した者に限る。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算

1日あたりの	1日あたりの自己負担額						
1日あたりの単位数		1割		2割		3割	
120	単位	122	円	244	円	366	円

- ※若年性認知症の診断がある方に限る。ただし上記④認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定 している場合には算定しない。
- ※算定の際は、個別に担当者を選任し、その方との関わり方やサービスの提供方法等について 検討会を開催し、その内容を短期入所計画に反映させることとする。

⑥ 緊急短期入所受入加算(7日間/最大14日間) (要介護者のみ)

1日なたりの	1日あたりの自己負担額						
1日あたりの単位数		1割		2割		3割	
90	単位	91	円	183	円	274	円

[※]居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に 行った場合に限る。ただし上記④認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合に は算定しない。

⑦ 短期生活長期利用者提供減算

1口なたり/	1日あたりの単位数			1日あたりの自己負担額					
1日めにりの単位級		1割		2割		3割			
-30	単位	-30	円	-61	円	-91	円		

[※]連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合に限る。

(8) 連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合(要支援者のみ)

単独型ユニット型介護予防短期入所生活	1日あたり	1日あたりの単位数 -			あたりの	自己負	担額	
介護費(I)	1 11 00/12 9	1日めにりの単位数		1割		2割		
要支援1	503	単位	511	円	1, 023	円	1, 534	円
要支援2	623	単位	633	円	1, 267	円	1, 900	円

⑨ 連続して60日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所している場合(要介護者のみ)

単独型ユニット型短 期入所生活介護費	1日あたりの単位数 -			1日	あたりの	自己負	担額	
カハ州土佰川護賃 (I)	1 日 80 1 こり	1日めたりの単位数		N	2害	J	3割	
要介護1	670	単位	681	円	1, 362	円	2, 044	円
要介護2	740	単位	752	円	1, 505	円	2, 257	円
要介護3	815	単位	828	円	1, 657	円	2, 486	円
要介護4	886	単位	901	円	1,802	円	2, 703	円
要介護5	955	単位	971	円	1, 942	円	2, 913	円

⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (13.6%)月の合計単位数の1000分の136に相当する単位数を月の合計単位数に加算する。

(2) 介護保険給付外サービス

① 食費	1,500円/日	朝食	320円/食		
		昼食	670円/食		
		夕食	510円/食		
		第1段階	300円/日	1	
	台 扣阻 帝姬 初 宁 江	第2段階	600円/日		
	負担限度額認定証	第3段階①	1,000円/日		
		第3段階②	1,300円/日	1	
② 滞在費 (ユニット型個室)	2,300円/目			_	
		第1段階	880円/日		
	負担限度額認定証	第2段階	880円/日]	
	東門隊及領船 尼亞	第3段階①	1,370円/日		
		第3段階②	1,370円/日]	
③ 教育娯楽費	自費			_	
	※必要時は事前にご案内で	させていただきる	ます。		
④ 理美容費	自費				
※ご希望時にお申し出ください。					

- ※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を 含む。)には、全額自己負担となります(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を 作成する際に介護支援専門員からの説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)
- ※ 通常の実地地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、実地区域を越えた地点から 概ね1kmごとに100円を自費請求する。
- ※ 理容代金、嘱託医による処方等は施設にて一度、負担し利用料金とあわせて請求する。

9. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種		類	内 容
			栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体状況に配慮した
食		事	バランスよくバラエティに富んだお食事を提供いたします。
			食材料費については給付対象外です。
			必要な方は職員が介助いたします。
入		浴	ご利用者の健康状態、日常生活レベルにより、シャワー浴、リフトによる入浴
			または清拭を行います。
排泄	: の 介	助	ご利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立に
17F (E	. V))	<i>B</i>)	ついても適切な援助を行います。
	た ケ	ア	口腔内の清潔保持のため、毎食後ご利用者に応じた口腔ケアを実施いた
П	圧 ク		します。必要な方は職員が介助いたします。
整		容	起床時、臥床時の更衣及び整容の援助を、ご利用者の心身の状況に応
Æ		47	じて行います。
			ご利用者の身体状況に合わせた介助を行うことにより、身体機能低下を
機	能 訓	練	防止するように努めます。また、体操・レク活動・行事を通じて、健康維持
			・増進に努めます。
			入浴前に看護職員が健康状態を確認いたします。
健	康 管	理	利用時間中、看護職員が状態を把握し異常があればご家族へ連絡する
			など、対応を迅速に行います。
相談	及び援	Вh	ご利用者及びそのご家族からの相談についても誠意を持って応じ、可能
7日 耿	从 U 16	471	な限り必要な援助を行うように努めます。
送		迎	身体状況など一定の基準に該当する方で、ご自分で来所が困難な方は、
		T.	リフト付送迎車などで送迎を行います。ご家族による送迎も可能です。

(2) 介護給付外サービス

サービスの種類	内 容
食 材 の 提 供	栄養士による食材の検収により、新鮮で良質な食材を提供いたします。
レクエーション行事	行事計画に基づき、各種レクリエーションを提供いたします。

10. 料金のお支払い方法

毎月15日前後に前月分の利用料金等をご請求致します。お支払いは毎月末日に原則としてご指定の金融機関から自動引き落としさせていただきます。ご指定の金融機関より自動引き落としができなかった場合は、お振り込みでお支払いいただきますようお願い致します。

事業所窓口での現金支払いはご遠慮下さい。

※自動引き落としに係る手数料(110円)も合わせてご請求させていただきます。 ※初月のみ口座登録料(110円)を合算してご請求させていただきます。

お振り込み先(振込み手数料はご負担ください。)

※ ご利用者のお名前でお振込みをお願い致します。

口座名義 株式会社 ふれあいの里

北国銀行 みずき支店 (普通) 139717

11. サービス利用の中止

利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください。

キャンセル料 初日の食費相当額

12. 苦情 相談等の窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	苦情窓口受付担当者 (吉岡 千尋)
	苦情解決責任者 (横川 和代)
	ご利用時間 毎日午前8時30分~午後5時30分(苦情は24時間対応)
①当施設相談室	ご利用方法 電 話 076-238-3878
	F A X 076-238-3876
	直接ご面談などによる

公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

		金沢市 介護保険課	
		住所:金沢市広坂1丁目1番1号	
		受付時間:平日 9:00~17:45	TEL: 076-220-2264
		石川県国民健康保険団体連合会	
		住所:金沢市幸町12番1号 石川県幸	町庁舎4階
		受付時間:平日 9:00~17:00	TEL: 076-231-1110
		石川県福祉サービス運営適正化委員会	
2	公的機関	住所:金沢市本多町3丁目1番10号 名	上会福祉会館2階
		受付時間:平日 9:00~17:00	TEL: 076-234-2556
		内灘町役場 福祉課	
		住所:河北郡内灘町字大学1丁目2番均	也1
		受付時間:平日 8:30~17:15	TEL: 076-286-6703
		津幡町役場 福祉課 介護保険係	
		住所:河北郡津幡町字加賀爪二3番地	

13. 非常災害時の対策

非常	常時	の対	応	別途定める『想愛木越防災計画』に基づき、対応いたします。
避	難	訓	練	別途定める『想愛木越防災計画』に基づき年2回以上、避難訓練を行います。
防	火	設	備	非常警報設備、スプリンクラー設備、非常用照明、誘導灯、消火器
保	守	点	検	防火管理者立会いのもと、保守業者に依頼して行います。

14. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打合せに基づき、家族、主治医、 救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡するなど必要な措置を講じます。

協力医療機関名	主な診療科	所在地	電話番号
医療法人社団加賀白山会	内科	金沢市大手町9番13号	076-221-0377
白鳥路クリニック			

15. 損害賠償について

ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事故が発生し、自己の責に帰すべき事由によりご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、その責任の範囲において利用者に対してその損害を賠償します。

※事故発生時の対応

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の 家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しておく。
- 3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

16. 秘密保持について

当事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、ご利用者に対する介護サービスの提供にあたって知り得たご利用者またはその家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、従業員が退職後在職中業務上知り得た、ご利用者またはその家族の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように必要な措置を講じます。

当事業所は文書によりご利用者またはその家族の同意を得た場合には、サービス担当者会議等必要な範囲内で、ご利用者の個人情報を用いることができるものとします。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも、第三者への漏洩を を防止するものとします。

17. 業務継続に向けた取組について

- ①感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に 実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します(各年1回以上)。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18. 虐待防止について

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し担当者を設置する等、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます(年1回以上)。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ②当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底 を図ります。
- ④事業所は次の通り虐待防止の担当者を定めます。 役職:生活相談員

19. 感染対策について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ④事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ⑤従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します (各年1回以上)。

20. ハラスメント対策について

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ①事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ②ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- ③従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
- ④ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する 必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

21. 身体的拘束等の適正化について

事業者は、サービスの提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その他の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。

事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

22. (介護予防) 短期入所生活介護計画の作成について

居宅サービス計画の内容に沿ってご利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境等を 踏まえ、(介護予防)短期入所生活介護計画を作成します。

(介護予防) 短期入所生活介護計画の作成にあたっては、その内容について、ご利用者又はその家族 に対して説明し、利用者の同意を得るとともに(介護予防) 短期入所生活介護計画を交付いたします。

23. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

居室 ・ 設備 ・ 器具の利用	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。 1 階玄関、17:30~8:30は防犯の都合上施錠しております。		
喫 煙 · 飲 酒	喫煙は施設外の決められた場所以外ではお断りします。施設内は禁煙です。 飲酒は原則的にご遠慮願います。		
迷 惑 行 為 等	騒音等、他のご利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。		
所持品、現金等の管理	基本的に個人で管理していただきます。		
宗教活動・政治活動	施設内で他のご利用者に対する宗教活動及び政治活動についてはご 遠慮下さい。		
そ の 他	利用者間の金品等の貸借、譲渡はご遠慮願います。 飲食物の持ち込みはご遠慮願います。 毎月発行の通信の中で、顔写真の掲載をさせていただくことが あります。ご了承ください。 営利目的の勧誘、チラシの配布等はお断りさせていただきます。		

指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を 行いました。

指定(介護予防)短期入所生活介護事業者 サンケア木越

説明者職名

私は、本書面に基づいて事業所から、重要事項の説明を受け、指定(介護予防)短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者が身体の状況等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、利用者に代わって、その署名を代筆いたしました。

署名代筆者	住	〒 所		
	氏	名		Ð
	続	柄		

ご利用者及びご家族代表者は、当事業所発行の広報誌等における利用者個人の写真掲載に

- 同意します。
- 同意しません。